

# 夜間学校体育施設開放の利用について

## 1. 夜間学校体育施設開放とは

学校体育施設(体育館・武道場・校庭)をスポーツ・レクリエーション活動の普及・推進のため、学校教育活動に支障のない範囲で開放すること。

→現状の体育施設の環境でご利用ください。(エアコンや網戸の設置等不可)

## 2. 対象校・施設および電気代等の実費相当額

体育館			
	学校名	大学生以上	小中高校生
小学校	けやき	314円	157円
	青葉		
	東山		
	桜		
	毛野		
	毛野南		
	山辺		
	南		
	三重		
	山前		
	北郷		
	大月		
	名草		
	富田		
	矢場川		
	梁田		
	久野		
	御厨		
坂西北			
葉鹿			
小俣			
筑波	157円	79円	
中学校	第一	314円	157円
	第二		
	第三		
	毛野		
	山辺		
	西		
	北		
	富田		
協和			
愛宕台			
坂西			

校庭			
	学校名	大学生以上	小中高校生
小学校	けやき	1,048円	524円
	青葉		
	東山		
	毛野南		
	南		
	三重		
	山前		
	梁田		
	坂西北		
	小俣		
中学校	第三	1,048円	524円
	山辺		
	北		
富田			

### 校庭(年間開放)

	学校名	大学生以上	小中高校生
小学校	筑波	1,048円	524円
中学校	第一	1,571円	786円
		1,048円	524円
	坂西	2,095円	1,048円

### 武道場

	学校名	大学生以上	小中高校生
中学校	第三	105円	52円
	毛野		
	山辺		
	西		
	坂西		

- ※上記金額は、1面1回利用の金額です。  
 ※各施設の設備状況により金額が異なります。  
 ※以下の団体は、負担額はありません。  
 ・体育協会各支部  
 ・総合型地域スポーツクラブ  
 ・その他教育委員会が認めた団体

〈備考〉  
 電気代等の実費相当額は消費税及び地方消費税を含む。  
 電気料等とは、電気代のみではなく、各学校施設の使用料も含む。

### ○ 納付書記載料金の算出方法

(例1)4月中に小中高校生の登録団体が青葉小学校体育館を3回利用した場合  
 157円 × 3回 = 471円 ⇒ 470円 (合計額の10円未満の端数を切捨)

(例2)4月中に大学生以上の登録団体が青葉小学校校庭を2回利用した場合  
 1,048円 × 2回 = 2,096円 ⇒ 2,090円 (合計額の10円未満の端数を切捨)

### 3. 利用(登録)可能団体

- (1) 足利市内に在住か在勤・在学している者10名以上(監督者として成人が含まれる団体に限る)で構成する団体
- (2) 教育委員会の登録を受けた団体

### 4. 利用期間・時間

施設名		体育館	武道場	校庭 (筑波小・第一中・坂西中)	校庭 (左記3校除く全て)
開放期間		4月～翌年3月			5月～10月※
開放時間	大学生以上	午後6時30分～午後9時30分			
	小・中・高校生以下	午後6時30分～午後8時00分 (1～3月は青少年の健康面を考慮し午後6時30分～午後7時30分)			
開放曜日		月曜日～土曜日			
開放を行わない日		(1)日曜日 (2)お盆期間:8月13日～16日 (3)年末年始期間:12月29日～翌年1月3日 (4)学校行事等、学校が使用できないと指定した日 (5)足利市または教育委員会の事業で使用を予定している日			

※小中高校生の団体は、その活動を支援する目的で、年間開放を行っている3校(筑波小・第一中・坂西中)を含め全17校の校庭年間開放を行います。

### 5. 利用上の注意

#### 【厳守事項】

- (1) 利用時間の厳守 ※午後9時30分(小中高校生以下は午後8時)は完全消灯時刻
- (2) 学校敷地内禁煙・飲食の禁止(水分補給は可)
- (3) 利用後の清掃・原状復帰・戸締り・消灯
- (4) ゴミの持ち帰り
- (5) 許可された施設外への立入禁止
- (6) 学校・市民スポーツ課からの指示事項厳守

#### 【お願い・お知らせ】

- (1) 小中高校生の利用にあたっては、体力・健康面に留意するとともに、防犯上送迎の確保等に配慮願います。
- (2) 駐車場での事故や設備・備品等を破損した場合、市民スポーツ課は一切の責任を負いません。当該団体の責任とします。
- (3) 設備等を破損してしまった場合は応急処置をし、利用翌日に市民スポーツ課・学校に必ず連絡してください。
- (4) 活動中の怪我や財物賠償等に備え、スポーツ安全保険への加入をおすすめします。

## 6. 利用の中止

- (1) 利用実績報告書の提出期限を3カ月連続で守れない場合
- (2) 電気代等実費額を納期限より3カ月以上経っても納入されない場合
- (3) 施設の利用状況が悪い場合(「5. 施設利用上の注意」を守れない場合)
- (4) 利用団体が偽り、その他不正の集団により利用許可を受けた場合
- (5) 学校または市民スポーツ課の指示事項に違反した場合

## 7. 利用の流れ

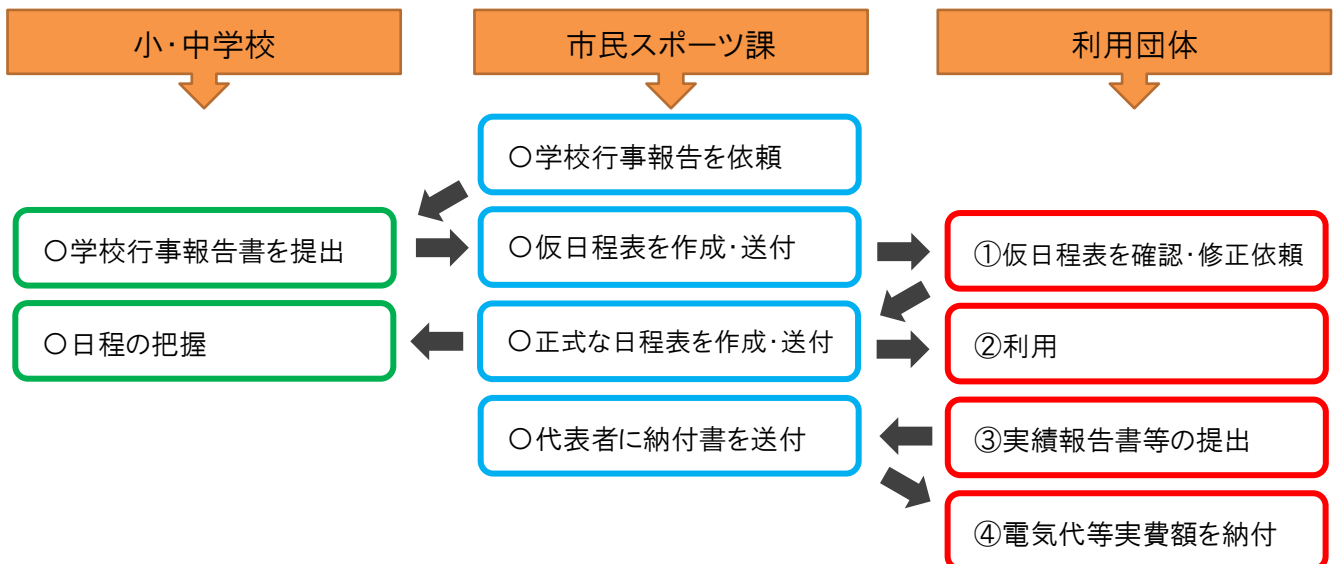
(1) 登録申請：『登録団体登録申請書』と『登録申請書②』を市民スポーツ課へ提出

登録	施設	利用期間	登録申請期間
年間	体育館・武道場 校庭(筑波・第一・坂西)	4月～翌年3月	<b>令和4年2月1日(火)～2月10日(木)</b> 時間:午前8時30分～午後5時15分 場所:市民スポーツ課(教育庁舎3F)
	校庭	5月～10月	
後期	体育館・武道場 校庭(筑波・第一・坂西)	8月～翌年3月	<b>令和4年6月13日(月)～24日(金)</b> 時間:午前8時30分～午後5時15分 場所:市民スポーツ課(教育庁舎3F)
	校庭	8月～10月	

※登録・利用できるのは1つの学校のみ(複数の学校の登録・利用不可)

※施設によって利用不可競技あり(体育館でのサッカー等)

(2) 毎月の流れについて



### ①仮日程表の確認・修正依頼

- 市民スポーツ課が先月の予定を基に作成した「仮日程表」を確認
- 日程に変更がある場合、期限内に 電話・メール・FAX いずれかの方法で報告

※仮日程表に変更があった場合のみ「正式な日程表(本日程表)」を送付します(毎月 25 日前後)。変更がなかった場合(本日程表の送付がなかった場合)は仮日程表通りにご利用ください。

## ②施設の利用

- 「5. 利用上の注意」の記載事項を厳守し利用

## ③実績報告書・利用取消届の提出

- 利用した翌月の10日までに「実績報告書」と「利用取消届」を提出  
※実績報告書・利用取消届は足利市公式 HP(市民スポーツ課)からダウンロード可
- 提出方法は メール・FAX・郵送・市民スポーツ課窓口 いずれかの方法  
※メールでの提出は画像(記入したものを撮影し添付)可

## ④電気代等実費額の納付

- 市民スポーツ課が実績報告書を基に作成・送付した「納付書」を持参し、下記施設で料金を納付

<b>足利市役所</b>	市民スポーツ課窓口(教育庁舎 3 階) ※午前8時30分～午後5時15分
<b>市内公民館</b>	市内15公民館 ※午前8時30分～午後5時15分 毛野・山辺・三重・山前・北郷・名草・富田・矢場川・御厨・筑波・久野・梁田・三和・葉鹿・小俣 ※織姫・助戸公民館を除く
<b>金融機関</b>	足利銀行・みずほ銀行・群馬銀行・東和銀行・栃木銀行・桐生信用金庫・足利小山信用金庫・中央労働金庫・足利農業協同組合・関東各都県及び山梨県のゆうちょ銀行・郵便局(期限内)

### 【日程表】

利用月	仮日程表 送付予定日	実績報告締切日	納付書発送日	納付期限
4月		5月10日(火)	5月20日(金)	6月10日(金)
5月	4月15日(金)	6月10日(金)	6月21日(火)	7月8日(金)
6月	5月16日(月)	7月8日(金)	7月20日(水)	8月10日(水)
7月	6月15日(水)	8月10日(水)	8月19日(金)	9月9日(金)
8月	7月15日(金)	9月9日(金)	9月20日(火)	10月11日(火)
9月	8月15日(月)	10月11日(火)	10月20日(木)	11月11日(金)
10月	9月15日(木)	11月11日(金)	11月22日(火)	12月9日(金)
11月	10月14日(金)	12月9日(金)	12月20日(火)	1月10日(火)
12月	11月15日(火)	1月10日(火)	1月20日(金)	2月10日(金)
1月	12月15日(木)	2月10日(金)	2月21日(火)	3月10日(金)
2月	1月16日(月)	3月10日(金)	3月20日(月)	6月10日(金)
3月	2月15日(水)	4月7日(金)	4月20日(木)	5月10日(水)